

議案第92号

福岡市自転車の放置防止に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、放置自転車の移動及び保管に要した費用について、当該自転車の利用者等から徴収する額を適正なものに改める必要があるによる。

福岡市自転車の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

福岡市自転車の放置防止に関する条例（昭和60年福岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「2,000円」を「2,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の福岡市自転車の放置防止に関する条例第13条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に移動し、保管した自転車に係る費用の徴収について適用し、施行日前に移動し、保管した自転車に係る費用の徴収については、なお従前の例による。